

施策  
37

# ごみの減量化と リサイクルの推進

## 基本方針

市民・事業所・行政が「もったいない」という心で、ごみの排出量削減と廃棄物の再利用・再資源化を図ることで、地球資源の消費を最小限とする環境への負荷を減らした「循環型社会<sup>\*</sup>」をめざします。

廃棄物抑制の知識やその実践のための啓発を行うとともに環境整備を図ります。分別の徹底や再資源化・再利用の促進、廃棄物処理施設の適正管理を図り、廃棄物処理の適正化を推進します。また、不法投棄・ポイ捨て防止の啓発活動を行うことによって、市民の環境美化意識の向上を図ります。

## 現状と課題

ごみの減量と資源化を図るための7種類14分別収集<sup>\*</sup>は定着しているものの、ごみの排出量は、全体としては微増傾向にあります。また、一般廃棄物の再資源化率は平成18年度現在13.9%で、全国平均を大きく下回っていることから、取り組みの強化が必要です。

- 事業系廃棄物の増加が著しいことから、事業者に対する働きかけを強める必要があります。
- 再資源化率が低いことから、資源物の分別の徹底を図るための啓発や地域での研修などの取り組みが必要です。
- 五泉地域衛生施設組合<sup>\*</sup>が管理する焼却施設、最終処分場、し尿処理施設などの施設更新について、構成市町で検討を進める必要があります。
- 空き缶やたばこのポイ捨て、不法投棄などが発生していることから、市民の意識を高める必要があります。
- 総合的なごみ処理の適正化対策として、ごみ処理の有料化についての検討が必要です。

## めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値	目標値
		H18	H23
市全体の一般廃棄物の排出量	市全体から排出された「燃えるごみ・燃えないごみ・資源ごみ・プラスチックごみ・有害ごみ」の合計	24,645t	20,000t
市民一人あたりのごみの量	一般廃棄物のうち家庭系ごみ排出量／総人口	307kg	260kg
事業活動により排出されたごみの量	一般廃棄物のうち事業系ごみ排出量	6,927t	5,500t
リサイクル率	再資源化された量／一般廃棄物の排出量×100	13.9%	20.0%

## 今後の取り組み

### 1 ごみの発生抑制・減量化

市民や事業所が主体的にごみの減量化に取り組むため、ごみの発生抑制（リデュース<sup>※</sup>）や再利用（リユース<sup>※</sup>）について、広報紙やホームページなどを活用した啓発活動を推進します。

また、ごみの減量化に向けてより具体的な実践法を広めるため、分別研修会などを開催します。

さらに、団体などが実施するフリーマーケット等の資源の再利用化を進める取り組みを支援します。

・ごみ減量化啓発事業

### 2 リサイクルの推進

廃棄物を出すときは、できるだけ再資源化（リサイクル<sup>※</sup>）や再利用を基本として、市民への意識啓発を図りながら、分別収集を徹底します。

また、分別収集の実施にあたっては、効率的かつ効果的な収集方法の体制づくりを進めて、公衆衛生協会と連携し、町内会における出前分別研修会などの取り組みを進めます。

さらに、地域や子ども会などが実施する、空き缶や空き瓶回収などのリサイクル活動を促進します。

・古紙リサイクル推進事業  
・ペットボトルリサイクル事業  
・分別収集推進事業

### 3 廃棄物・し尿の適正処理

ごみの不法投棄や野焼きなどの法規制が強化される中、廃棄物の不適正処理への市民の関心が高まっています。

ごみ収集は市が実施し、処理については、2市1町から構成する五泉地域衛生施設組合が実施していることから、本組合と連携し、施設管理体制の強化や計画的な施設の整備を図り、環境に配慮した適正処理を進めます。特に、最終処分場については、満杯になるまでの残り期間が少ないことから、新たな施設整備を組合と連携を図り進めます。

・一般廃棄物収集運搬事業  
・処分場水質検査事業  
・し尿収集運搬事業  
・最終処分場施設整備事業

### 4 環境美化意識の向上と不法投棄の防止

ポイ捨てや不法投棄のない美しいまちづくりを進めるため、市民や団体による清掃活動などの支援や、子どもたちを対象とした環境美化ポスターの作品募集を通じ、環境美化意識の向上を図ります。

また、不法投棄等の防止を図るため、市民と一体となった監視体制の整備を推進します。

・環境美化ポスター事業  
・不法投棄防止事業  
・清掃活動支援事業

### 5 ごみ処理有料化の検討

ごみの減量化や再資源化の促進によるごみ処理費用の削減、ごみ処理費用負担の公平性の確保、ごみ処理問題への関心の喚起などを目的とした「ごみ処理の有料化」について、検討を進めます。

・ごみ処理有料化検討事業

## 市民等の役割及び期待

- ・ごみの分別や生ごみの堆肥化などに取り組むことが期待されます。
- ・日常的にごみの発生抑制の意識を持つことが期待されます。
- ・不法投棄、ポイ捨てなどを絶対行わないことが求められます。
- ・事業者はごみの減量化や資源化を主体的に取り組むことが期待されます。

序  
論

基本構想

基本計画

いきいきの泉水

安心の泉水

ふれあいの泉水

活気の泉水

快適の泉水

計画の推進

付属資料

施策  
38

# 生活排水の適切な処理と生活衛生の向上

## 基本方針

水環境の保全を進め、快適で衛生的な生活が送れるまちをめざします。  
 公共下水道の計画的な整備や合併処理浄化槽<sup>※</sup>の設置を推進し、生活排水の適切な処理に努め、水環境の改善を図ります。  
 また、市民の水環境への関心や活動を促すための支援や啓発活動を進めます。

## 現状と課題

主に市街地は公共下水道、その他の区域は合併処理浄化槽により生活排水の処理を進めてきました。公共下水道の平成17年度末現在の人口普及率は50.7%で、県平均の58.4%を大きく下回っています。また、合併処理浄化槽の処理人口を加算した汚水処理普及率58.7%も県平均71.8%を大きく下回っています。

- 下水道普及率が県平均を大きく下回っているため、普及率向上のため、計画的な下水道事業の実施が必要です。
- 単独処理浄化槽<sup>※</sup>では、し尿以外の雑排水は未処理のまま排水するため、環境への悪影響が大きいことから、合併処理浄化槽への早期切り替えが課題となっています。
- 市民参画による地域ぐるみの水環境改善の取り組みを進めるため、啓発や支援活動が必要です。

## めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値	目標値
		H18	H23
下水道普及率	下水道利用可能人口 / 総人口 × 100	51.9%	55.0%
下水道水洗化率	下水道接続済み人口 / 下水道利用可能人口 × 100	72.4%	75.0%
汚水処理普及率	(下水道利用可能人口 + 合併処理浄化槽で処理している人口) / 総人口 × 100	60.9%	67.0%

## 今後の取り組み

### 1 公共下水道の整備と普及率の向上

将来にわたる水環境の保全を目的として、公共下水道と合併浄化槽の設置を進めているところです。

下水道整備には長期の年月を要するため、年次計画を作成し整備を進め、普及率の向上を図ります。

また、認可区域の拡大にあたっては、地元の理解に配慮しつつ、事業を進めます。

・下水道整備事業

### 2 水洗化率の向上

家庭から出る全ての排水を下水道へ流すことにより、河川の水質や周辺環境が良くなります。

下水道への接続を促すため、広報紙やホームページを活用した水環境の関心を高めるための広報活動を行うとともに、資金的助成制度を充実し、戸別訪問などによって、水洗化率の向上を図ります。

・水洗化促進事業

### 3 合併処理浄化槽の設置促進

下水道事業認可区域外の地域では、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えや、新規に合併処理浄化槽を設置するための支援を行います。

また、浄化槽の清掃や水質検査などの適正管理については、広報啓発活動を強化します。

・小型合併処理浄化槽等設置整備事業

### 4 河川等の水質監視

河川等の水質検査を定期的に行い、工場排水や生活排水による水質汚染を監視するとともに、河川の汚れ具合の目安になるBOD<sup>\*</sup>などの検査結果を公表し、「水」環境保全意識の向上を図ります。

・水質検査事業

### 5 地域が主体の環境衛生対策の推進

地域住民による河川や側溝などの環境美化活動が必要となっています。公衆衛生協会と連携し、市民参加による主体的な取り組みを促進するとともに、清掃用具の貸出しや支給、ボランティア保険の加入などを支援し、環境衛生の向上を推進します。

・生活環境改善支援事業

## 市民等の役割及び期待

- ・下水道工事が完了した区域の市民は、早期に下水道に接続することが求められます。
- ・単独浄化槽から合併浄化槽に切り替えることが期待されます。
- ・自発的な清掃活動などに取り組むことが期待されます。
- ・地域などが行う活動に対し、協力することが期待されます。

序  
論基本  
構想基本  
計画いき  
いきの  
泉水安心  
の  
泉水ふれ  
あいの  
泉水活気  
の  
泉水快適  
の  
泉水計画  
の  
推進付属  
資料

施策  
39

# 安全で快適な道路整備

## 基本方針

日常生活に密着した道路交通環境を整備することで、誰もが安全、快適に利用することができるまちをめざします。

地域相互の交流を促進する高規格道路や、国・県道の整備充実を関連機関へ働きかけるとともに、市道の安全性や利便性の向上のための整備を推進します。

## 現状と課題

道路は、地域間交流や物流を支える産業の基盤であるだけでなく、災害時におけるライフライン<sup>\*</sup>としても重要な役割を果たすため、長期的で計画的な整備が必要です。

- 市周辺との観光や物流の主軸である国・県道については、交通量の増加に対応した道路幅員や危険箇所の改善など、広域的な交通体制の整備が必要です。
- バリアフリーなどに対応した改良整備や維持管理が求められていることから、より安全性の高い道路整備を進める必要があります。
- 地域間の交流を促進するため、五泉地区及び村松地区の市街地を結ぶ幹線道路の整備が必要です。
- 首都圏等との経済交流などを図るため、磐越自動車道の4車線化の早期完了が求められています。

## めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値	目標値
		H18	H23
市道整備率	整備済み延長 / 市道総延長 × 100	(H17) 61.2%	63.0%
安心して歩道を通行することができると感じている市民の割合	市民意識調査のアンケート項目	34.4%	50.0%
安田インターチェンジ利用台数	—	824,485台	907,000台
交通事故の発生件数	—	256件	200件

## 今後の取り組み

### 1 都市計画道路の整備促進

平成20年度策定予定の都市計画マスタープランに基づき、市内の道路交通網を適正に整備します。

また、都市計画道路\*は道路網の骨格をなすものであることから、市内の主要道路の整備を進めるとともに、特に環状道路の整備促進と早期完成を図り、交通量の増加に対応した道路機能の強化と都市形成を推進します。

・都市計画道路整備事業

### 2 一般市道（生活道路）の整備促進

車社会、高齢化時代に対応した有効な幅員を確保するための整備を進めます。

また、道路補修については、現場の状況を十分把握しながら、適正な維持管理を行います。

特に、危険箇所の早期発見のために道路パトロールを実施するとともに、ホームページ等により市民からの通報を呼びかけて、安全で質の高い道路整備を推進します。

・市道改良整備事業  
・舗装事業

### 3 バリアフリー化と安全性の向上の促進

安全で快適な生活道路と通行空間を確保するため、市道を整備する際には、必要に応じて交差点等に信号機やガードレール、道路標識など、交通安全施設の設置を推進します。

また、交通量の多い道路等には、バリアフリー化、冬期間の交通確保を考慮した歩道や自転車道を設置するなど交通事故の防止に努めるとともに、橋梁の耐震化を図り、安全な道路空間整備を推進します。

・交通安全施設整備事業

### 4 市街地間を結ぶ幹線道路の整備の促進

五泉地区及び村松地区の市街地間の交流を促進するための幹線道路の整備を促進します。特に、主要地方道新津村松線沿いにある廃線鉄道跡地を活用した道路整備は、合併後の一体感を具現化する事業として、関係機関へ積極的に働きかけ整備を促進します。

・県道改良促進事業  
・廃線鉄道跡地活用推進事業

### 5 国・県道の整備促進

利便性の向上や地域の活性化などのために道路や歩道の整備の推進と、危険箇所の早期改善など、関係機関への働きかけを促進します。

特に、県都新潟市からのアクセス道路整備や磐越自動車道安田インター及び北陸自動車道三条燕インターへの接続基幹道路整備を関係機関に働きかけ、整備を促進します。

・国・県道の改良促進事業

### 6 磐越自動車道の4車線化の促進

太平洋と日本海を結ぶ本州北部横断道の磐越自動車道は、大半が2車線のため、事故・災害時による機能低下が懸念されます。

また、首都圏などとの経済交流や地域交流を活性化に向けた利用の促進を図るためにも、関係機関へ4車線化の促進を働きかけます。

・磐越自動車道の4車線化促進事業

## 市民等の役割及び期待

- ・道路事業に対する理解と協力が期待されます。
- ・道路の危険箇所などを発見した場合は、速やかに通報することが期待されます。

序  
論基本  
構想基本  
計画いき  
いきの  
泉水安心  
の  
泉水ふれ  
あいの  
泉水活気  
の  
泉水快適  
の  
泉水計画  
の  
推進付属  
資料

施策  
40

# 公共交通機関の 利用しやすい環境整備

## 基本方針

公共交通機関を必要としている全ての人が、バスやJRなどを使って気軽に出かけることができ、利便性・交流性の高いまちをめざします。

バス路線の維持・確保や鉄道の利便性向上について検討し、快適な市民生活の維持・向上を推進します。既存の生活路線バスの維持を図るため、コミュニティバス<sup>※</sup>等の導入に向けた検討を進めるとともに、公共交通機関を利用するための普及・啓発に努めます。

また、JRの在来線や新幹線の利便性向上のため、関係機関への働きかけを行います。

## 現状と課題

JR磐越西線や民営路線バス会社などの公共交通機関は、通勤通学や高齢者の移動手段など、市民生活に密着した基幹的な役割を担っています。しかし近年は、マイカーの普及、人口の減少、通勤・通学需要の減少などの影響に伴い、利用者は年々減少傾向にあります。

- 人口減少や高齢化が進む中、日常生活や通院・緊急時における交通手段の確保が、重要な課題となっています。
- 地球温暖化などの環境対策を推進するためにも、環境への負荷が比較的少ない公共交通機関の利用を促進する必要があります。
- 本市の玄関口である駅前広場等の周辺整備が課題となっています。
- JR磐越西線の増便と新潟駅への直通本数を増やし、新幹線への接続の利便性が課題となっています。

## めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値	目標値
		H18	H23
公共交通機関が利用しやすいと感じる市民の割合	市民意識調査のアンケート項目	10.5%	20.0%
五泉駅・北五泉駅の利用者数	—	676,710人	700,000人
路線バス利用者数	高速バスを除く民営路線バスの累計利用者数	233,116人	233,000人
市福祉バス「らくらく号」の利用者数	—	5,521人	7,000人

## 今後の取り組み

### 1 路線バスの維持・確保

自家用車など他の交通手段を持たない高齢者や障がい者などの交通弱者の利便性向上のため、赤字路線バスへの運行支援や路線バスのない地域での市福祉バスを運行するなど、公共交通機関の維持を図ります。

また、学校や病院などの主要公共施設や観光施設との連携によるバス利用者の増加に努めます。

- ・生活路線バス支援事業
- ・市福祉バス「らくらく号」運行事業

### 2 コミュニティバス等の導入の促進

バス利用者の状況や市民ニーズ等の掘り起こしを行い、市民の生活交通を確保するため、現在運行している路線バス・鉄道のほかコミュニティバスの導入にむけた検討を行います。

また、利便性や環境保護などのさまざまな視点に基づいた交通体系について研究します。

- ・コミュニティバス導入推進事業

### 3 公共交通機関の利用の促進

地球環境に配慮した温室効果ガスの抑制などの啓発を行い、自家用車の代替手段として公共交通の利用の普及に努めます。

また、観光シーズンやイベント時における観光客の増加に伴うマイカー渋滞を緩和するため、公共交通機関の利用を促すPRを実施します。

- ・公共交通機関利用啓発事業

### 4 磐越西線の利便性の向上

五泉駅の利便性の向上を図るため、JRとの連携により、駅周辺の一体的な環境整備を促進します。

また、利用者の多い通勤通学時間帯の増便や駅周辺のバリアフリー化について、関係機関と連携を図り検討を進めます。

さらに、「SLばんえつ物語号<sup>※</sup>」を活用した磐越西線の活性化に向けて、関係機関と連携を図りながら検討を進めます。

- ・五泉駅周辺整備促進事業
- ・北五泉駅券売所管理運営事業

### 5 上越新幹線の利便性の維持

上越新幹線への接続改善を関係機関に働きかけます。また、2014年度に北陸新幹線が開通することにより、上越新幹線の利用者減少に伴う減便などが予測されるため、上越新幹線活性化同盟会の中で対策を検討します。

- ・上越新幹線活性化推進事業

## 市民等の役割及び期待

- ・地球環境に負荷の少ない公共交通機関を利用することが期待されます。
- ・コミュニティバス導入にむけた検討に積極的に参加することが期待されます。

序  
論

基本構想

基本計画

いきいきの泉水

安心の泉水

ふれあいの泉水

活気の泉水

快適の泉水

計画の推進

付属資料

施策  
41

# 快適な居住環境の整備

## 基本方針

地域の特性や気候風土にあった安全で快適な居住環境で、安心して生活できるまちをめざします。

住宅の性能向上のための支援や、宅地開発時における適正な指導などを行い、住み良い居住環境の形成に努めます。

バリアフリーや耐震化などに対応した公営住宅や個人住宅の整備を促進します。

## 現状と課題

持家率は平成17年度現在85.0%であり、県平均75.8%より高い状況にあります。今後、よりいっそう安全性が高く、省エネルギーなどの質の高い住宅や、緑地空間の創出などによる住宅環境の整備が求められています。また、市内民間借家の建築は増加していますが、経済的理由等から民間賃貸での入居が困難な人も多く、公営住宅の入居希望者が多い状況です。

- 宅地開発が行なわれる際には、住み良い環境形成のため地域の特性を考慮した開発指導が必要です。
- 人口の減少を抑制するための良質な住環境整備が課題となっています。
- 古くなった市営住宅も多いことから、適切な居住環境のための整備が必要です。
- 個人住宅における耐震基準やバリアフリー化が課題となっています。
- 人口の減少等により、空き家が増加していることから、有効活用が課題となっています。

## めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値	目標値
		H18	H23
快適な住環境で生活できていると感じている市民の割合	市民意識調査のアンケート項目	35.4%	50.0%
住宅耐震化率	住宅の建築年を基に推計	57%	66%

## 今後の取り組み

### 1 良質な住宅整備の推進

住宅は豊かな地域社会を形成する重要な要素です。市内建築産業の振興、住みやすい住宅整備のため、住宅建設費の支援を推進します。

また、個人住宅の耐震性・高耐久性・省エネルギー住宅などへの改修を促進するため、情報提供と建築相談の充実を図ります。

- ・マイホーム等建設支援事業
- ・建築相談事業

### 2 良好な住環境の形成

新たに宅地造成する際には、住み良い生活環境の形成のため、宅地開発事業者などへの指導や情報交換を行うことにより、道路、排水路、緑地空間の創出などの都市機能の充実を推進します。特に、市街地を推進する地区では、官民一体となつての都市機能の整備を進めます。

また、自然との調和に配慮した街並み景観や住環境水準の向上のため、建築協定<sup>※</sup>等の規制誘導や、宅地開発相談の充実を図ります。

- ・宅地開発相談事業
- ・住環境整備推進事業

### 3 公営住宅の整備の推進

老朽化した市営住宅の居住水準や耐震性の向上と、高齢者や障がい者などへ配慮したバリアフリー化を進めるため、維持修繕と建替え計画を進めます。

また、母子家庭や高齢者等に配慮した優先入居制度を活用するなど、住宅困窮世帯への支援を促進します。

さらに、公営住宅の健全な運営を行なうため、家賃収納率の向上に努めます。

- ・市営住宅建設事業
- ・公営住宅維持管理事業

### 4 個人住宅のバリアフリー化の推進

個人住宅における高齢者や障がい者の自立の支援や、家族の介助負担を軽減するため、安心して快適な住生活を営むことができるよう、住宅のバリアフリー化の補助制度の充実を図ります。

- ・高齢者・障害者等住宅整備支援事業
- ・日常生活用具等給付事業

### 5 空き家の有効活用

特に市街地における空き家が増加していることから、空き家調査を実施し、コミュニティ活性化のための施設や、市営住宅などとしての利用について検討を進めます。

- ・空き家活用推進事業

## 市民等の役割及び期待

<市民>

- ・住宅の適正な管理が期待されます。

<民間住宅関連事業者等>

- ・地域の特性や気候風土に配慮した宅地開発が期待されます。
- ・宅地開発要綱に遵守した開発が求められます。

序  
論基本  
構想基本  
計画いき  
いきの  
泉水安心  
の  
泉水ふれ  
あいの  
泉水活気  
の  
泉水快適  
の  
泉水計画  
の  
推進付  
属  
資料

施策  
42

# 緑豊かな憩いの場の整備

## 基本方針

緑豊かな安らぎの場があり、健康で文化的な、うるおいのある生活を送ることのできるまちをめざします。

緑化に対する意識の高揚を図るとともに、都市公園や森林公園、河川公園などの規模の大きい公園や、宅地開発による公園などの小規模な公園等の整備を推進します。

また、道路の植樹帯や路肩などの道路緑化、及び公共施設や集落の広場等の緑化に努めます。

## 現状と課題

公園は、生活を営む上で欠かせない憩いの場であるとともに、良好な都市景観の形成や都市の防災的な側面、地球温暖化防止といった環境的な側面から重要な役割を果たしています。

- 豊かな自然環境を保全するためには、市民と行政が一体となって積極的に緑化を推進する必要があります。
- バリアフリー化や利便性の向上など、市民ニーズに合った公園の再整備や維持などが課題となっています。
- 都市計画街路等において、五泉市の特性を市内外にPRすることも含めた緑化の推進に努める必要があります。

## めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値	目標値
		H18	H23
市民1人あたり都市公園面積	都市公園面積／総人口	10.12㎡	11.00㎡
観桜時における公園の利用者数	観桜時における村松公園、栗島公園等の利用者数	92,000人	165,000人

## 今後の取り組み

### 1 緑化意識の啓発

広報紙やホームページなどを活用して、市民や事業者に緑化の意義について理解と認識を深めるため、緑化に関する知識の普及を図ります。

また、花いっぱい運動や緑を育てる会など緑化を推進する団体への支援を進めます。

・緑化推進事業

### 2 都市公園等の整備の推進

粟島公園や村松公園など都市公園を中心に、「清流」や「さくら」をキーワードに整備を行なってきましたが、更にバリアフリー化や利便性の向上など、各公園機能の維持や使いやすさに留意した整備を推進します。

また、歴史的建造物の復元や郷土資料館との連携など、城跡公園周辺の整備を検討します。

・村松公園桜老木更新事業  
・桜植樹事業  
・城跡公園整備推進事業

### 3 河川敷等を活用した公園整備

「清流の里」五泉をアピールする河川敷を活用した公園を計画し、憩いの場の提供を推進します。推進するにあたっては、早出川改修跡地を活用した水防及び運動公園の設置について、河川管理者等関係機関との協議を行いながら検討します。

・河川公園管理事業  
・水防公園整備推進事業

### 4 自然や森林を活用した公園整備の推進

水芭蕉や森林などの資源を活かした公園の整備を推進し、自然の森にふれて生活に潤いを感じられるような憩いの場の提供を図ります。

・樹木の間伐事業  
・遊歩道整備事業  
・小山田花見山維持管理事業

### 5 道路緑化の推進

道路の植樹帯や路肩などの緑化を行い、緑豊かな環境づくりに努めます。また、「五泉らしさ」を活かした緑化推進のために、芍薬ロード等の適切な維持管理に努めるとともに、桜の植樹による緑化を推進します。

・道路緑化事業  
・芍薬ロード維持管理事業

## 市民等の役割及び期待

- ・公園を適切に利用することが期待されます。
- ・公園・道路・河川敷の清掃、ボランティア活動などに積極的に参加することが期待されます。
- ・植樹をするなど各個人の宅地内を緑化することが期待されます。

序  
論基本構  
想基本計  
画いきい  
きの泉  
水安心の  
泉水ふれあ  
いの泉  
水活気  
の泉  
水快適  
の泉  
水計画  
の推  
進付  
属  
資  
料

施策  
43

# 計画的な土地利用の推進

## 基本方針

豊かな自然や歴史、文化、景観が活かされた街並みが形成され、市街地と農村地域との土地利用の調和が図られた、相互に機能が補完された一体感のあるまちをめざします。

人口減少や少子高齢化社会の進展を背景として、投資の効率化、豊かな自然や農地との共存、エネルギー効率に配慮した都市構造を進める「コンパクトシティ<sup>※</sup>」を基本とした土地利用を進めます。また、それぞれの地域にふさわしい、地域の特性を活かした土地利用を推進します。

## 現状と課題

市町合併により都市構造は大きく変化し、新市の秩序ある都市形成、農用地や森林地域の保全を図るため、都市計画法や農振法、農地法、森林法などの個別法に定められている計画の見直しが必要です。

- 人口減少や少子高齢化などに対応したコンパクトなまちづくりが求められているものの、市民や事業者の理解を深めることが課題となっています。
- 景気低迷による工場の廃業などにより、空地の増加や住宅地への転換が進んでいます。また、大型店舗の撤退や郊外への進出などにより、中心市街地の活力の低下が課題となっています。
- 郊外への大型店舗の進出や宅地造成などが進んでおり、優良農地の確保と保全が課題となっています。
- 街並み整備を進めるにあたっては、地域の個性を活かした景観形成を進める必要があります。
- 事務の効率化やサービスの高度化を図るため、土地利用の情報化が課題となっています。

## めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値	目標値
		H18	H23
用途地域内の有効利用率	—	未実施	都市マスタープラン策定後に設定

## 今後の取り組み

### 1 都市計画の推進

都市計画区域<sup>\*</sup>内の調和のある土地利用を推進するため、都市づくりの基本的な方針を示す「都市計画マスタープラン<sup>\*</sup>」を策定し、都市計画区域の用途地域<sup>\*</sup>等を見直します。

また、無秩序な市街化の拡大を抑制するため、広報紙やホームページを活用して市民等へ啓発するとともに、コンパクトな都市づくりを基本として計画の推進を図ります。

さらに、ユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>に配慮し、市民が利用しやすい道路や公共施設などの整備を推進します。

- ・都市計画マスタープラン策定事業
- ・用途地域見直し事業

### 2 農業地域の土地利用

優良農地の確保と保全を図るため、無秩序な転用を防止します。また、良好な営農環境を確保するため、生産基盤の整備や複合営農の定着化を図り、農家経営の安定に努めます。

さらに、農業集落に隣接する農用地については、地域の特性を活かした道路整備などの生活環境整備に努め、豊かな集落環境を保全します。

- ・農業振興地域整備計画見直し事業

### 3 森林地域の土地利用

森林は、土砂流出防備機能<sup>\*</sup>や水源かん養機能<sup>\*</sup>等を備え、山崩れや水害・干害を防ぎ、また、地球温暖化の原因となる大気中のCO<sub>2</sub>を減少させる役割を果たしていることから、適切な保全に努めます。

また、レクリエーション活動や教育を通じて生活に潤いを与えたり、動植物を育み、自然に多様性を与えるなどの公益的機能を備えていることから、それらに配慮した適正な土地利用に努めます。

- ・森林活用事業

### 4 街並み景観の形成

日常的に見ている自然景観や街並み景観を改めて再認識し、五泉らしい景観の発掘・調査を進めるとともに、これらの情報を発信し、景観づくりの市民意識啓発を図ります。また、五泉が持つ花・水・緑などの自然特性と歴史・文化や産業特性を活かした「五泉らしい」景観づくりを進めます。

- ・五泉らしい景観づくり推進事業

### 5 土地利用の情報化の推進

土地利用状況の把握と計画的な土地利用を図ることをはじめ、業務の効率化や市民サービスの一層の向上、地域情報の発信など、各部門で持っている地図情報を共有する統合型GIS<sup>\*</sup>の導入を検討します。

- ・統合型GIS導入推進事業

## 市民等の役割及び期待

- ・都市計画マスタープランづくりへの市民参画が期待されます。
- ・計画的な土地利用に協力することが期待されます。
- ・景観づくりの意識を高めることが期待されます。

序  
論

基本構想

基本計画

いきいきの泉水

安心の泉水

ふれあいの泉水

活気の泉水

快適の泉水

計画の推進

付属資料